

	給付の種類	給付内容（医療費以外は定額）	請求期限
疾病	医療費	治療に要した費用を実費補償。	医療費の支払いが行われた日から（①）年以内
	医療手当	治療に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付	医療が行われた月の翌月の初日から（②）年以内
障害	障害年金	（③）歳以上の人の生活補償等を目的として給付	なし
	障害児養育年金	（③）歳未満の人を養育する人に対して給付	
死亡	遺族年金	生計維持者が副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付（（④）年間を限度）	死亡のときから（⑤）年以内（ただし、この制度の他の支給の決定があった場合には、その死亡のときから（⑥）年以内）
	遺族一時金	生計維持者以外の人が副作用により死亡した場合に、その遺族に対する見舞等を目的として給付	
	葬祭料	死亡した人の葬祭を行うことに伴う出費に着目して給付	